

令和 7 年度 盛岡都市圏地域公共交通会議事業計画（案）

1 事業概要

- (1) 盛岡都市圏地域公共交通計画の策定に関すること
令和 7 年 9 月に策定を予定している。
- (2) 盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画の策定に関すること
計画策定にかかる調査分析等の業務を業者へ委託して行う。
- (3) 盛岡都市圏地域公共交通会議の開催
盛岡都市圏地域公共交通計画の策定、盛岡都市圏利便増進実施計画の策定等について協議するため、7 年度中に 3 回開催する。

2 地域公共交通利便増進実施計画の概要

(1) 定義

地域公共交通利便増進実施計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく計画で、地域公共交通の基本計画である「地域公共交通計画」を実現するための実施計画である。計画の具体的内容例としては、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するため、地方公共団体が中心となって地域公共交通計画に基づいた地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤや運賃等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を実施する。

(2) 策定による主なメリット

ア 利便増進実施計画に位置付ける地域間幹線系統※ 1 の密度カット※ 2 の適用除外があり、バス路線の維持に繋がり得るものとなる。

※ 1 複数市町村にまたがる路線（平成 13 年 3 月 31 日時点）等、一定の要件を満たしたバス路線。

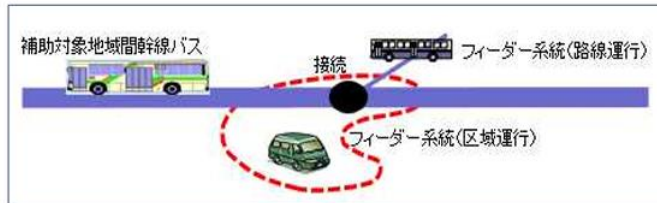
※ 2 平均乗車密度（※）が 5 人未満の場合において、補助金が減額措置されること。（平均乗車密度は、バス 1 便あたりの平均利用ユーザーで、起点から終点まで平均して、常時バスに乗っている人数。）

イ 一定の要件を満たし利便増進実施計画の認定の特例を受けた地域内フィーダー系統（支線系統）※ 1 については、中核市であってもフィーダー補助※ 2 の対象となり、かつ、系統の新規性要件の緩和等のメリットがある。（利便増進実施計画の認定特例がない場合、中核市はフィーダー補助の対象とならず、フィーダー補助は新規性のある系統（新規に運行する系統等）に対してのみ対象となる。）

※ 1 地域内フィーダー系統とは、幹線（複数の市町村に跨っているバス路線）等と接続して支線の役割をもって運行される地域内交通等。

※ 2 地域間幹線系統等に接続する、支線（フィーダー）の運行経費の欠損額に対する国庫補助。

○補助対象地域間幹線バス系統への接続イメージ図



ウ 利便増進実施計画策定後に実施する公共交通マップの作成等の利便計画推進事業に要する経費に対する補助を受けられる場合がある。

(3) 盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画の実施内容（予定）について

まちづくりの進展に伴い新たな移動需要が見込まれる盛南地区における路線再編に併せたフィーダー系統の見直しや盛岡駅前から厨川駅、巣子間における日中時間帯のダイヤ調整等を予定している。

3 スケジュール（予定）

7年度	盛岡都市圏地域公共交通計画の策定に関すること	盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画の策定に関すること	盛岡都市圏地域公共交通会議
(3月)			
4月 5月 6月	↑ 住民説明会や パブリックコメント ↓	公募型プロポーザル実施 (下旬以降) 計画策定業務委託締結	
7月 8月 9月			
10月 11月	計画策定		第1回会議 (交通計画決定)
12月			
1月 2月 3月		↑ 住民説明会 ↓ 計画策定	第2回会議 (利便増進実施計画 素案の協議) 第3回会議 (利便増進実 施計画決定)

